

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス:発表された「外資利用第11次五ヶ年計画」の留意点

国家発展改革委員会(発改委)が「外資利用第11次五ヶ年計画」を発表した。これは中国の外資利用戦略の方向転換を明示するものである。尤も、ここで打ち出された、量から質へ、成長から環境へという方向性は、本年3月に発表された第11次五ヶ年計画全体の方向性に沿うもので、それ以降発表された外資関連の諸施策と整合性も高く、取り分けて目新しさはない。

一方、外資企業として少し気になるところは、国家安全に係わるとされる記載であろう。本計画の第四の(七)では、「早急に『反独占法』を公布し、公平かつ競争的な市場秩序を維持する…外資による国家安全に係わる業界・企業への影響に対する審査と管理を強化し、国家安全と経済・生活に係わる戦略的な業界・企業のコントロールを確保する。外資単独投資企業が、わが国の経済、産業の安全に与える影響を重視し、適切な評価と警戒体制を構築する。税収管理を強化し、外資企業が移転価格などの手段で利潤を転移することを制止する。」としている。

もう一点は、知的所有権である。本計画の第四の(四)では、「…知的財産権保護を強化すると同時に、国際的な事例を十分参考にして、国際企業が知的財産権を利用して中国の自主革新を抑制することを防止する規定を制定し…」としている。

法整備は中国の市場経済化を決定付けるものとして注目されているものだ。独禁法に関しては、従来中国当局関係者からは外資抑制を目的にしたものではないとのコメントが聞かれることが多かったが、ここでは同じ項目に記載されている。無論この点については所管官庁間でコンフリクトがあるとされており、これは発改委の見解と見ておくべきであろうか。

また、本邦を中心に中国に対して知的所有権の保護を要求する声が高い中での上記の規定には驚かれた向きも多いのではあるまいか。しかし、ノーベル経済学賞エコノミストのスティグリッツは、知的所有権保護によるノウハウ・技術利用への制約は途上国の経済発展を抑圧するものとなりうるため、別の対応が必要であるという見方を示している。発展を重視する立場からはこうした対応も許容できるはずということだろう。人民元相場を巡る米国との議論でもそうであったが、近年の中国の施策には外部からの批判にも充分対応できるように理論的な正当性を検証したものが多く(無論、対立的見解はあるにしてもだが)。もし批判するのであれば充分な検証と準備が必要といえそう。

以上

「外資利用第11次五ヶ年計画」のポイント

一、「10.5」計画期間での中国の外資利用状況：

外資投資利用規模の一層の拡大と投資の多様化が見られた。国際的な製造業の移転の動きの受け皿となり顕著な実績をあげることができた。サービス業の対外開放が顕著な進捗を見た。対外借入は穏やかに増加し、国家重点プロジェクトをサポートした。外債管理能力を強化した。外資利用規制が改善された。

二、「11.5」中国外資利用の方針と目標：(省略、四の項目を参照)

三、「11.5」期間での中国外資利用に際しての課題：(省略、四の項目を参照)

四、「11.5」期間に中国外資利用の政策措置：

(一)従来以上に公平かつ整備された外資環境を確立する。(二)外資企業の地域導入に対し政策指導を強化する。(三)資源節約と環境保護を強化する。(四)内外資の技術協力を多様化し相互の創造性を高める。(五)対外借入管理を強化。(六)外債リスクモニターと管理レベルをアップ。(七)国家経済安全と公共利益を維持。(八)国際的経済ルール の制定に積極的に関与する。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●10月の貿易黒字 過去最高の238億米ドル

税関総署の発表によると、10月の貿易黒字は初めて200億米ドルを超え、238.3億米ドルに達した。1-10月では、輸出が前年同期比26.8%の7,792.85億米ドル、輸入が同20.9%増の6,456.65億米ドルで、貿易黒字は1,336.20億米ドルと2005年通年の数値を上回っている。10月の巨額の黒字要因としては、①原油価格の低下、加工貿易禁止項目の増加に伴う輸入伸び率の鈍化、②輸出増値税還付率引下げに伴う駆け込み輸出等が指摘される。本年の残り2ヶ月については、欧米のクリスマス商戦向け輸出が続くことから、貿易黒字は引続き高水準で推移するものと見られる。

●商務部 2006年社会消費品小売総額12%増と予測

商務部は、中国社会消費品小売総額が2006年は前年比13.5%増の7兆6,000億元、2007年には前年比12%増の8兆5,000億元になるとの見通しを示した。なお、2006年の消費者物価指数の上昇は2%以内との予測。

●2006年の貨物取扱量55億トン突破

交通部によると、中国の今年の貨物取扱量は前年比18%増加して55億トン突破するとの見通しを明らかにした。このうち、コンテナ取扱量は前年比24%増の9,400万TEUとの予測。

2. 産業

●飲食チェーン店経営 急速に成長

商務部の最近の調査によると、全国の一定限度額（年間販売額5,000万元）以上の飲食店チェーン企業の売上げが急速に拡大しており、特にファーストフードでその傾向が顕著という。広東省では飲食市場全体に占めるファーストフードの売上げの割合は90%に上り、江蘇省、上海市、遼寧省、北京市、浙江省、山東省でも50%以上を占める。

因みに、2005年現在で、一定限度額以上の小売チェーン企業数1,416社に対し、飲食店チェーン企業数は300社という。商務部は2006年の飲食市場の成長を17%程度と見込み、小売販売額は1兆元を超える規模に達すると予測している。一方、飲食店チェーン経営は、ブランド管理のノウハウ不足、加入メンバー企業との争い、人材不足、配送技術の未発達等の問題を抱えていることも指摘している。

3. 貿易・投資

●国土資源部 土地変更調査の詳細を規定

国土資源部は8日、「2006年土地変更調査関連問題に関する通知」を発表した。2006年度の土地用途変更の調査を有効なものとする為に、客観的且つ真正なデータ入手の実現を目指し、建設用地、農耕地及び未利用地の認定基準の詳細を規定した。主な内容は以下の通り；①土地登記の基準遵守：土地管理部門が土地変更登記を行う場合、「データ、地図、実際の土地」の三点一致の統一基準を遵守すること、②耕地と農地の認定：植樹後間が無い土地、農作物と果物の混用地、飼料栽培地は農耕地と見做す、③建設用地の認定：未着工用地は、建設手続きの有無に係わらず元の用地認定に従う。道路等公共用地の建設用地への転用不可。採鉱地、自然保護区、観光区等広い面積を占める土地について、正確な面積の登記義務付け。④未利用地の認定：掘削後放置された溝、採石場等は未使用地と見做す。農地から鉱工業用地への転用手続きを行っていない仮押さえ用地は、農耕地と見做す。

●「個人所得税自己納税申告弁法（試行）」公布

国家税務総局は8日、「個人所得税自己納税申告弁法（試行）」を公布した。年収12万元を超えた場合などに、納税者の自己税務申告を義務付けた。自己申告の対象は他に、中国国内の複数の事業所から給与所得を得た場合、国外所得を得た場合、課税所得はあるが源泉徴収義務者がいない場合、国务院の別途定める条件に該当する場合とされている。なお、申告期間は課税年度終了後3ヶ月以内（1月1日～3月31日）で、初回の申告期間は2007年1月1日～3月31日となる。

4. 金融・為替

●人民銀行総裁 外貨準備の運用の多様化を示唆

欧州中央銀行主催の「グローバル中央銀行フォーラム」に出席した人民銀行（中銀）の周小川総裁は、中国の外貨準備について、現在残高は約1兆米ドルを突破し世界第1位になったと述べ、今後外準の運用の多様化に向けて明確な計画があるとコメントした。外準の分散化の具体的な手段としては、複数通貨による投資、新興市場への投資等の選択肢があることを示唆した。なお、周総裁の発言を受け、10日米ドル相場は急落し、ユーロに対しては一時、3ヶ月来の最安値をつけた。

EXPERT VIEW

会社法改正後のコーポレートガバナンスのあり方について

10月30日(月)に弊行が毎月一回行っている、「BTMU 中国経営支援セミナー」が東京で開催され、午前・午後二回の講演に約300人の取引先が参加された。今回のテーマは、「会社法改正後のコーポレートガバナンスのあり方」についてで、第一部で露木法律事務所の赤澤弁護士より、1. コーポレートガバナンス理論、2. 改正「会社法」における外商投資企業(有限責任会社)の機関構成、3. 改正「会社法」の機関の責任に関する改正点について、解説が行われた。以下その概要をまとめてみたい。

1. コーポレートガバナンス理論

一般的に、コーポレートガバナンス理論は私的政府論、会社の存在意義論から進展し、現状は「株主を第一とする会社統治(コーポレートガバナンス)から、さまざまな利害関係者を視野に入れた会社共治(コーポレートガバナンス)という方向性」が主流になっている。日系外商投資企業のコーポレートガバナンスは、法律で規制するものでなく、各社が自社の必要性に応じ行う、「中国子会社の適正管理の仕組み作り」である。しかし、以下の括弧内のコメントにある様に、その必要性は上場企業と違い、少数の出資者による外商投資企業の場合、低いように思われるが、「自社の実情に合わせた適正管理が不可欠」である。その際の検討事項は以下の様な項目である。①機関論: 特定事項に関する意思決定機関、執行機関、監査機関の構成・選択等(⇒日本の様な機関の分化、選択の可能性がない)②株主重視論: 株主重視の利益経営、もの言う株主総会、独立董事制、経営者の株主に対するアカウントビリティ、IR等(⇒ごく少数の出資者により構成されており、実益がない)③経営者の責任(⇒出資者の従業員であり、その個別の委任による等、出資者に対する責任論に実益がない)④ステークホルダーの利害調整: コンプライアンス経営、経営の健全性の注視。⑤企業不祥事対応: コンプライアンス経営、経営の健全性の注視、リスクマネジメント。⑥内部統制システム及びその監査: 内部統制の観点から、その目的「業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、企業活動に係わる法令等の遵守、資産の保全」及び要素「統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応」をどのように考えるか(⇒董事会、監事会のほか、内部統制システムの監査機関を設ける必要性が高くない)。本社または中国のコーポレートセンターの管理部門による適正監視・監査の実施: コンプライアンス社内通報制度等。外部のコンサルタント、会計事務所等による臨時の監査。⑦粉飾決算: 適正な年度会計監査、外部のコンサルタント、会計事務所による臨時の監査。⑧ストックオプション(⇒制度創設の法的基盤の薄弱、実際の導入必要性の欠如)⑨CSR・企業の社会的責任(⇒社会的責任投資等の機関投資家を通じた投資基盤の欠如)

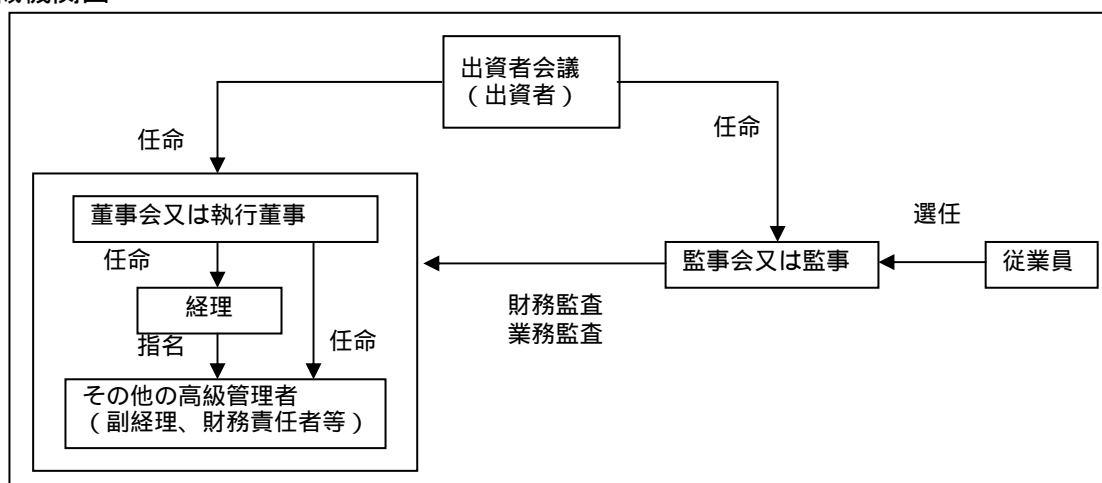
2. 改正「会社法」における外商投資企業(有限責任会社)の機関構成

改正「会社法」の会社機関に関する条項の外商投資企業に対する適用に関する法令は以下。会社機関の構成は、今回の会社法改正によって変更されたのではなく、運用が変更されたものである。

①「会社法」、②「外国投資が投資する会社審査認可・登記管理法律の適用に係わる若干の問題に関する執行意見」、③「上記執行意見の実施に関する通知」、④「上記執行意見の重点条項の解説」。

(1) 外商合併・独資会社の機関構成

① 組織機関図



②各機能の解説

<出資者会>

A. 機関の基本的性質

必要な常設の会社の最高意思決定機関

* ただし、1人会社の場合には、不設置

B. 職権

a) 会社の経営方針及び投資計画の決定

b) 董事会の報告の審議承認

c) 監事会又は監事の報告の審議承認

d) 会社の年度財務予算案及び決算案、利益処分案及び損失処理案の審議承認

e) 会社の登録資本の増加、減少、合併、分割、解散、清算又は会社形式の変更に対する決議

f) 会社定款の修正等

C. 出資者会会議の種類

・ 定期会議 (年度決算等承認会議。会社定款で規定)

・ 臨時会議

← 開催提案

10%以上の表決権を有する出資者
3分の1以上の董事
監事会又は監事

D. 決議方法

・ 普通決議事項: 出資比率による表決権多数決

・ 特別決議事項: 出資比率による3分の2以上の表決権特別多数決 (会社定款の修正、登録資本の増加又は減少、会社の合併、分割、解散又は会社形式の変更)

* ただし、法の要求の範囲内で会社定款により決議方法を規定することが可能

<董事会>

A. 機関の基本的性質

必要な常設の会社の意思決定機関、執行機関

* ただし、出資者の数が少なく、又は規模が小さい有限責任会社は、董事会を設置せず、1名の執行董事を設置することができる。

B. 董事会の構成

・ 3人から13人の董事により構成

・ 董事の任期は3年、再任可能

・ 通常は、出資者の指名に基づき出資者会が任命

C. 職権

a) 出資者会会議の招集、出資者会に対する報告業務

b) 出資者会の決議の執行

c) 会社の経営計画、投資計画、年度財務予算案、決算案、利益処分案及び損失処理案の決定

d) 会社の登録資本の増加、減少、合併、分割、解散、又は会社形式の変更の草案の作成

e) 会社の経理の任用又は解任及びその報酬事項の決定、経理の指名に基づく会社の副経理及び財務責任者の任用又は解任及びその報酬事項の決定等

D. 決議方法

董事1人1票の表決権行使による多数決

* ただし、法の要求の範囲内で会社定款により決議方法を規定することが可能

<(総)経理>

A. 機関の基本的性質

任意的な常設の会社の意思決定機関、執行機関

B. 職権

a) 会社の生産管理業務の主宰、董事会決議の実施の組織

b) 会社の年度経営計画案、投資案の実施、内部管理機構設置案、具体的な規則の作成

c) 会社の副経理及び財務責任者の任用招請又は解任

f) 董事会が与えるその他の職権等

<監事会>

A. 機関の基本的性質

必要な常設の会社の監査機関

* ただし、出資者の数が少なく、又は規模が小さい有限責任会社は、監事会を設置せず、1名又は2名の監事を設置することができる。

B. 監事会の構成

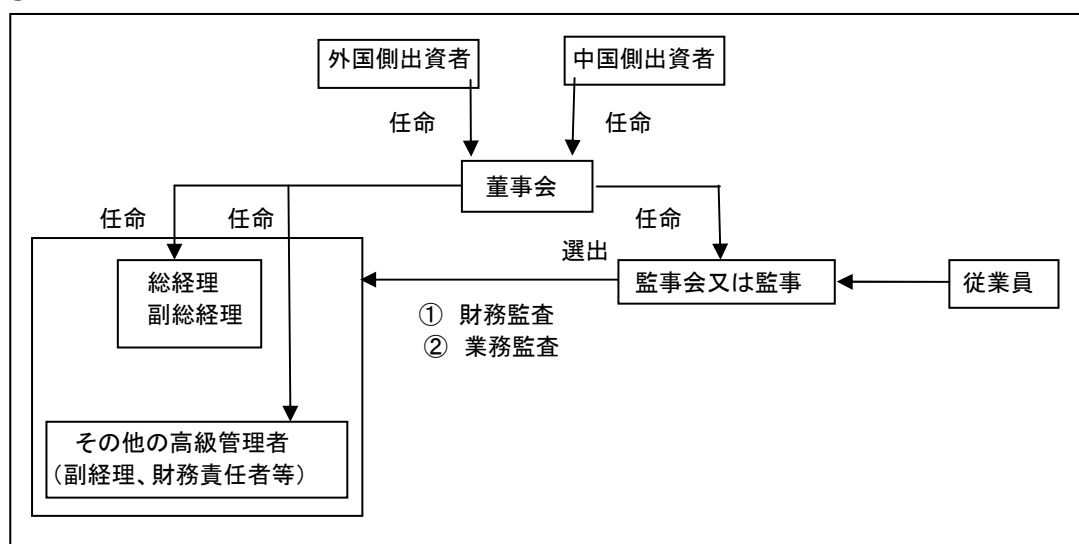
・ 3名以上で出資者代表及び従業員代表により構成。3分の1以上の監事は従業員代表監事でなければならない。

・ 会社の董事、高級管理者は、監事を兼任することができない。

- ・監事の任期は3年、再任可能
- C. 職権
 - a) 会社の財務検査
 - b) 董事及び高級管理者の会社の職務の執行に係る行為に対する監督、法律、行政法規若しくは定款の規定又は董事会決議に違反した高級管理者に対する罷免の意見の出資者会への提出
 - c) 高級管理者の行為が会社の利益を損ねる場合の当該高級管理者に対する是正要求
 - d) 高級管理者が法律、行政法規若しくは定款の規定又は董事会決議に違反し、これにより合併会社に損害が生じた場合において会社法が規定する条件を満たすときの合併会社を代表しての高級管理者に対する訴えの提起
 - e) 定款で定めるその他の職権等
- D. 监事会会議の種類
 - ・定期会議: (最低年1度。会社定款で規定)
 - ・臨時会議 ← 1名以上の監事
開催提案
- E. 決議方法
 - 監事1人1票の表決権行使による多数決
 - * ただし、法の要求の範囲内で会社定款により決議方法を規定することが可能

(2) 中外合併会社の機関構成

① 組織機関図



② 各機能の解説

<出資者>

会社の機関に直接参与しない。

<董事会>

- A. 機関の基本的性質
 - 必要的な常設の会社の最高意思決定機関(最高権力機構)
- B. 董事会の構成
 - ・3人から13人の董事により構成
 - ・董事の任期は4年、再任可能(ただし、「会社法」の規定に従い3年とする傾向)
 - ・合併当事者が出資比率を参照してその構成を協議により確定し、任命派遣
 - ・董事長と副董事長の任命派遣分配制⇒必ず1名の董事の任命・派遣
- C. 職権
 - 合併会社の一切の重大問題の討論決定
 - 重大問題: 企業発展計画、生産経営活動案、収支予算、利益分配、労働賃金計画、生産停止、総経理、副総経理、総工務士、監事(総会計士・審計士)の任命・招請及び待遇等の決定
 - * ただし、法の要求の範囲内で会社定款により決議事項を規定することが可能
- D. 決議方法
 - ・普通決議: 董事会会議に出席した董事1人1票の表決権行使による多数決
 - * ただし、法の要求の範囲内で会社定款により決議方法を規定することが可能
 - ・特別決議: 董事会会議に出席した董事による全員一致決議
 - 特別決議事項:

- a) 合併会社の定款の修正
- b) 合併会社の中止、解散
- c) 合併会社の登録資本の増加、減少
- d) 合併会社の合併、分割

＜総経理＞

- A. 機関の基本的性質
 必要な常設の会社の執行機関
 - B. 職権
 - a) 董事会会議の各種決議の執行
 - b) 合併会社の日常的経営管理業務の組織・指導
 - c) 董事会の授權の範囲内での合併会社の対外的代表、対内的な従属人員の任免
 - d) 董事会が与えたその他の職権
- * ただし、法の要求の範囲内で会社定款により職権を規定することが可能

＜副総経理＞

- A. 機関の基本的性質
 必要な常設の会社の執行機関
 - * ただし、実務的には、不設置でも問題視されていない。
- B. 職権
 - a) 総経理の業務の補佐
 - * なお、総経理が重要な問題を処理する場合には、副総経理と協議しなければならない。
 - b) 合併会社の日常的経営管理業務の組織・指導

＜監事会又は監事＞

- ・合併会社の監事会又は監事の設置根拠:「会社法」
 ⇒法的には、その①機関の基本的性質、②監事会の構成、③職権、④監事会会議の種類及び⑤決議方法は、「会社法」上の有限責任会社と同じ。
- ・合併会社と「会社法」上の有限責任会社の最高意思決定機関の相違

(3) 外商合併・独資会社と中外合併会社の機関構成の相違

①相違点

- ・最高意思決定機関
 - 中外合併会社: 董事会
 - 外商合併・独資会社: 出資者会
- ・意思決定機関の意思決定方式
 - 中外合併会社: 董事による人数表決多数決
 - 外商合併・独資会社: 出資者の出資比率表決多数決
- ・意思決定機関と執行機関の分離
 - 中外合併会社: 董事会～意思決定機関、総経理～執行機関
 - 外商合併・独資会社: 出資者会・董事会～意思決定機関、董事会・経理～執行機関
- ・機関(その構成員)の任命派遣分配
 - 中外合併会社: 董事長と副董事長、総経理と副総経理
 - 外商合併・独資会社: 規制なし

(4) 外商合併・独資会社におけるコーポレートガバナンスの実施

①出資者又は出資者会の機能

- ⇒本社サイドでの検討システムが十分か？
- ⇒出資者が2名以上の独資会社の出資者会議における資本多数の実施

- ② 董事会を設置するか、執行董事を設置するか？
 - ⇒ 董事会を通じた会社意思決定プロセスの確保が必要か？
 - ⇒ 本社サイドの内部統制システムから見た場合の有効性？
 - ⇒ 董事会会議での意思決定・執行システムが機能しているか？
- ③ 監事又は監事会を通じた内部監督・監査
 - ⇒ 従業員代表を含む監事会の設置が望ましいか？
 - ⇒ 本社からの監事の派遣が現実的か？ → 中国のコーポレートセンターの管理部門人員の監事起用？
 - ⇒ 監事にどの程度の業務関与を期待するのか（外国人か？常駐か？非常駐の兼任か？）？
 - ⇒ 監事丸投げの本社管理後退の弊害の除去

(5) 合併会社のコーポレートガバナンスの実施

- ① 董事会（任命派遣董事）を通じた出資者意思の反映
 - ⇒ 本社サイドでの検討システムが十分か？
 - ⇒ 董事会会議での意思決定システムが機能しているか？
 - ・ 任命派遣董事の構成
 - 事業部門のみでなく、本社の管理部門の従業員の董事派遣
 - ・ 中国のコーポレートセンターの管理部門人員の董事起用
 - 中国の法制、財務・税務制度、経営・取引慣行等に知見を有するか？
- ② 監事又は監事会を通じた内部監督・監査
独資会社と同一

3. 改正「会社法」の機関の責任に関する改正点

(1) 董事・経理・監事と会社との関係、責任

- ・ 従業員としての労働契約関係
- ・ 経営等の委任関係

(2) 合併会社の董事・総経理・監事と会社との関係、責任

董事：出資者との間の労働契約関係、委任関係

総経理：従業員としての労働契約関係、経営等の委任関係及び出資者との間の労働契約関係、委任関係

監事：従業員としての労働契約関係、経営等の委任関係及び出資者との間の労働契約関係、委任関係

(3) 董事その他の高級管理職に対する規制

- ・ 董事その他の高級管理者：出資者の監事会又は監事による人民法院への提訴の書面要求
- ・ 監事：出資者の董事会又は執行董事による人民法院への提訴の書面要求

コーポレートガバナンス体制構築時のポイントは、本社コーポレート機能部門からの董事・監事の派遣と、董事会の定例開催によるコーポレート機能部門による現法経営への積極参画（攻め・守り）が重要と思われる。その際、当然本社コーポレート機能部門の中国ビジネスの研究・情報のアップデートが基本になる。

（中国業務支援室 赤坂 恵司）

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.11.06	7.8780	7.8775~7.8815	7.8811	0.0095	6.6658	-0.0552	1.01261	0.0003	10.0130	-0.0398	2.5650	1981.94	21.10
2006.11.07	7.8829	7.8745~7.8829	7.8745	-0.0066	6.6822	0.0164	1.01132	-0.0013	10.0425	0.0295	2.7200	1985.33	3.39
2006.11.08	7.8718	7.8661~7.8730	7.8661	-0.0084	6.6850	0.0028	1.01059	-0.0007	10.0450	0.0025	2.8470	1961.28	-24.05
2006.11.09	7.8675	7.8649~7.8697	7.8665	0.0004	6.6810	-0.0012	1.01027	-0.0003	10.0550	0.0100	2.6000	1992.68	31.40
2006.11.10	7.8650	7.8633~7.8667	7.8645	-0.0020	-	-	1.01045	0.0002	10.1151	0.0601	3.0000	1979.10	-13.58

トピックス

【6日】

- 中国・アフリカ協力フォーラム首脳会議（サミット）で、中国は4日、50億米ドルの融資・信用供与のほか、2009年までにアフリカ支援を倍増するなどの方針を明らかにした。
- 証券時報によると、商務部当局者は、2006年の貿易黒字が1400億米ドルに達し、今後数年、一定水準の貿易黒字が続くとの見通しを示した。
- 国家外為管理局（SAFE）は、10月26日に中国国内の銀行に対し、オフショア人民元ノンデリバラブル・フォワード（NDF）の値付けを禁じたことに関し、この命令がフォワードだけでなく、オフショア人民元デリバティブの全てに適用されることを明らかにした。同時にSAFEは、国内の銀行や企業、個人に対し、為替リスクを国内における人民元スワップやフォワードの利用によりヘッジするよう奨励する方針も明らかにした。
- 金融時報によると、中国当局は、11月20日から銀行がインターバンク（銀行間）市場で債券を貸し借りすることを認めると報じた。市場の流動性拡大を狙った動きという。
- 樊綱 中銀金融政策委員は、人民元相場について、今後1年間で平均5%上昇する可能性があるとの見通しを示した。そのうえで、それ以上の急速な上昇は中国の経済成長と雇用に大きな打撃を与えるとの見解を示した。
- 新華社が報じたところによると、傅自應 商務部次官補は、中国政府は、中印国境の通商拠点の再開に続き、インドとのFTA交渉を検討していることを明らかにした。

【7日】

- 国営テレビは、外為管理局関係者の話として、中国の外貨準備が1兆米ドルに達したと報じた。
- 中国証券報が報じたところによると、社会科学院エコノミストのYi Xianrong氏は、過去5ヶ月間で3度目の預金準備率引き上げに踏み切ったことで中国は正しい措置を実行したと評価する一方、流動性を更に引締める必要があるかもしれないとの見解を示した。
- マンデルソンEU委員は、中国政府が人民元を複数の通貨で構成するバスケットにペッグさせるバスケット・ペッグ制に移行し、人民元相場が同国の輸出業者のために不当に安く抑えられているとの批判を解消すべきであるとの見解を示した。
- 薄熙来 商務相は、米国が知的財産権侵害をめぐり、中国を世界貿易機関（WTO）に提訴することを検討していることについて、米中の取引関係に極めてネガティブな影響を及ぼすだろうとの見解を示した。

【8日】

- ランゲル米下院議員は、前日の中間選挙で民主党が下院の過半数を共和党から奪取したことを受け、米国は中国との貿易関係でより厳しい姿勢を示す必要があるとの見解を示した。

【9日】

- 周小川 中銀総裁は、中国当局には1兆米ドル規模の外貨準備を分散させる明確な計画があるとし、そのために様々な選択肢を検討しているとの見解を示した。
- 周小川 中銀総裁は、人民元が市場の需給に一致して変動していることは好ましいとの見解を示した。

RMB レビュー&アウトLOOK

- 人民元は週初やや弱含んだもののその後は上昇し、週末には相場制度変更後の高値となる7.8633を付けた。国営メディアが外貨準備が1兆円を越えた事を伝え、更に10月の貿易黒字が史上最高額となる238億米ドルに達した事が表明されるなど、海外からの資金流入と人民元高抑制の為の大規模な介入が続いている事が伺われた。週末には、周小川中銀総裁が、現在の人民元高は市場の需給を反映しているが、更なる金融制度改革を計画している事、また外貨準備に関しては分散投資を計画している事を表明し市場の注目を集めている。

（市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。